

§ ワクチン関連トピックス

トピックス I

『予防接種法一部改正その1： インフルエンザ』

平成13年11月7日、「予防接種法の一部を改正する法律（法律第百十六号）」が公布され施行が始まった。内容の骨子はインフルエンザワクチンが定期接種に組み込まれたことである。

ただし、インフルエンザは二類疾病、現行の予防接種の対象疾病を一類疾病と分類された。

二類疾病は個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延の予防に資することを目的としているため一類疾病に課されているような予防接種を受けるよう努める義務は課されていない。また、二類疾病に係る定期予防接種による健康被害救済のための給付額、支給方法等については医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法第28条第1項及び第3項の規定に基づく政令の定めを参酌して定めるものとした。

更に「予防接種法施行令の一部を改正する政令（政令第3百四十七号）」として、

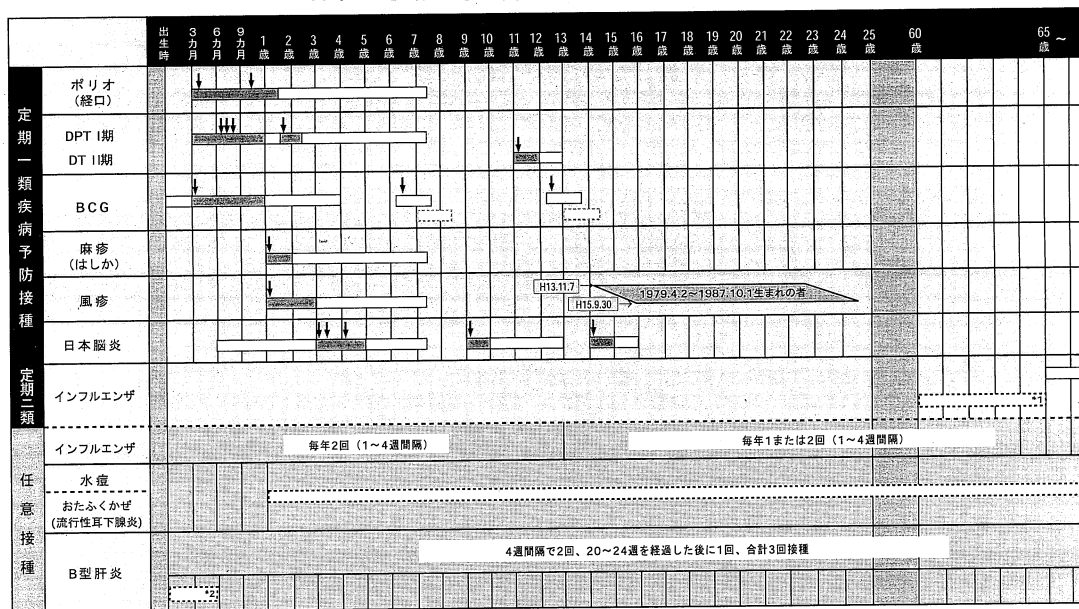
1. 定期二類インフルエンザワクチンの対象者は

65歳以上の者、2. 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定めるものと定められた。厚生労働省令第二百十号として、予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令も同時に交付された。その中で「予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令」として、定期二類対象者の2. に関して心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者と規定された。また予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）の一部改正としてインフルエンザの定期の予防接種はインフルエンザHAワクチンを毎年度一回0.5mlを皮下注射するものと規定された（第二条第七章第十八条）。

改正された予防接種スケジュールを以下に示す。

（感染症情報センターホームページ<http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>より）

日本の定期/任意予防接種スケジュール2002年



↓ 接種 通常接種が行われている年齢 □ 接種が定められている年齢 〇 接種年齢 〇 ツ反陰性児への再接種 〇 母子感染防止事業

平成15年9月30日までの経過措置

*1 60歳以上65歳未満の者であって一定の心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するもの

*2 妊娠中に検査を行い、HBs抗原陽性(HBe抗原陽性、陰性の両方とも)の母親からの出生児は、出生後できるだけ早期及び、生後2ヶ月にHB免疫グロブリン(HBIG)を接種。ただし、HBe抗原陽性の母親から生まれた児の場合は2回目のHBIGを省略しても良い。更に生後2,3,5ヶ月にHBワクチンを接種する。生後6ヶ月後にHBs抗原及び抗体検査を行い必要に応じて任意の追加接種を行う(健康保険適用)。